

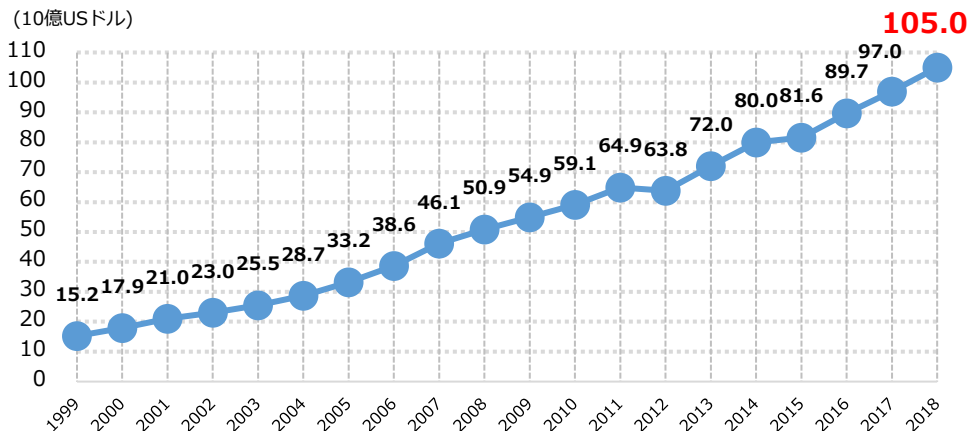
# 【有機JAS制度の改善】 有機JASへの酒類の追加①

## 現状と課題

- 米国・EU等の海外市場においては、有機食品の人気が高く、野菜、果実などの生鮮食品に加えて、加工食品でも有機製品が高値で販売され、その市場が拡大している。
- 農産物及び農産物加工品については、米国、カナダ、EU等とJAS法に基づく有機認証制度に関して同等性を締結しており、日本において有機JAS認証を取得していれば、輸出先国・地域の有機認証を別途取得しなくても、有機として輸出が可能。
- 一方、酒類については、JAS法の対象から除外されており、農産物及び農産物加工品とは異なり、諸外国との有機同等性の対象外となっている。

## 世界の有機食品売上の推移

- 世界の有機食品売上は増加し続けており、2018年では約1,050億ドル（約11.6兆円/1ドル=110円）。

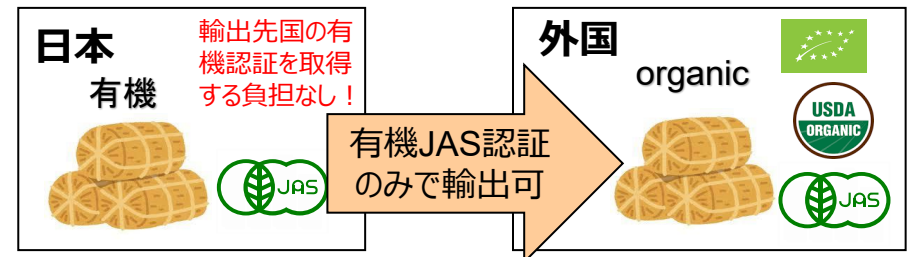


※FIBL & IFOAM The World of Organic Agriculture statistics & Emerging trends 2008~2020をもとに、農業環境対策課作成

## 輸出における有機認証

- 有機同等性が締結されていない場合、事業者は、輸出先国の有機認証を受けなければ、輸出先国において「有機」と表示して流通できない。
- 有機同等性が締結されている場合、事業者は、日本の有機JAS認証を受ければ、輸出先国の有機認証を受けなくとも、輸出先国において「有機」と表示して流通できる。

### 有機同等性が締結されている場合



日本と有機同等性を相互承認した国・地域（2022年2月現在）  
 有機農産物、有機畜産物、有機加工食品：米国、カナダ、スイス  
 有機農産物、有機農産物加工食品：EU（27か国）、英国、台湾

# 【有機JAS制度の改善】 有機JASへの酒類の追加②

## 対応策

○ JAS規格の対象に有機酒類を追加。

➡ 有機酒類の認証に関する同等性を海外の主要市場国の政府と締結し、有機酒類の輸出を拡大。

## 【慣行と有機】 有機同等性を利用した主要な輸出品目及び酒類の国内生産・輸出量について

➢ 有機酒類は、有機同等性を利用した主要輸出3品目（茶、しょうゆ、みそ）と同様に、国内生産に占める輸出量の割合が高く、**有機酒類の輸出ニーズは高い。**

品目	慣行製品を含む総量			有機製品		
	国内生産量	輸出量	国内生産量に占める輸出量の割合	国内生産量	輸出量	国内生産量に占める輸出量の割合
茶	82,000 t	5,108 t	6%	4,810 t	891 t	19%
しょうゆ	740,238 kl	36,897 kl	5%	4,181 t	534 t	13%
みそ	481,671 t	18,105 t	4%	2,301 t	173 t	8%
清酒	491,799kl	24,928kl	5%	466kl	74kl	16%

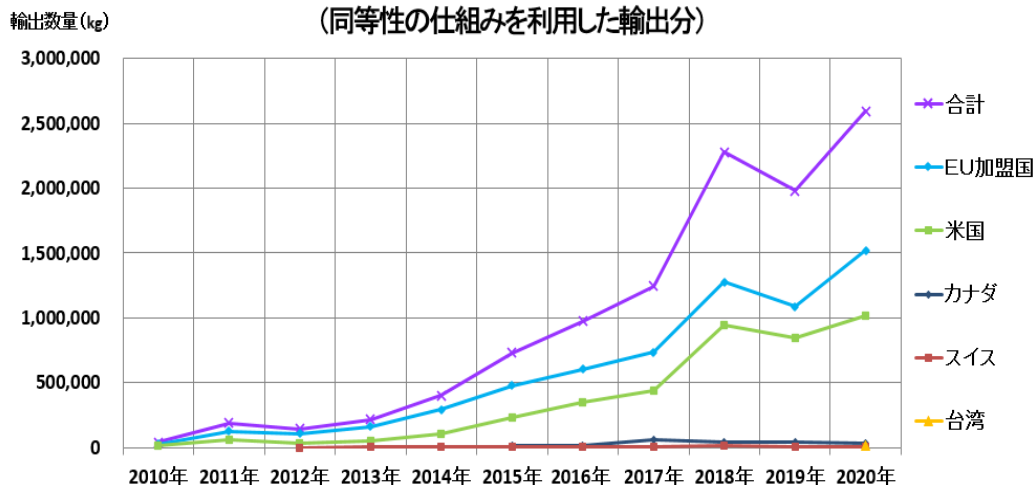
※慣行製品を含む総量：茶、清酒は2019年、しょうゆ、みそは2019年度の実績  
 有機製品：茶、しょうゆ、みそについて、国内生産量は2019年度、輸出量は2019年の実績。  
 清酒は2019年の実績。

出典：(茶)国内生産量；農林水産省「作物統計」、輸出量；財務省貿易統計  
 (しょうゆ)国内生産量；食品産業動態調査、輸出量；財務省貿易統計  
 (みそ)国内生産量；食品産業動態調査、輸出量；財務省貿易統計  
 (清酒)国内生産量・輸出量；酒税課税状況表(速報・毎月更新)、財務省貿易統計

## 有機食品の輸出数量の推移

➢ 有機同等性を利用した有機食品の輸出数量は、**2010年の約40トンから2020年には約2,600トンに大幅増加。**

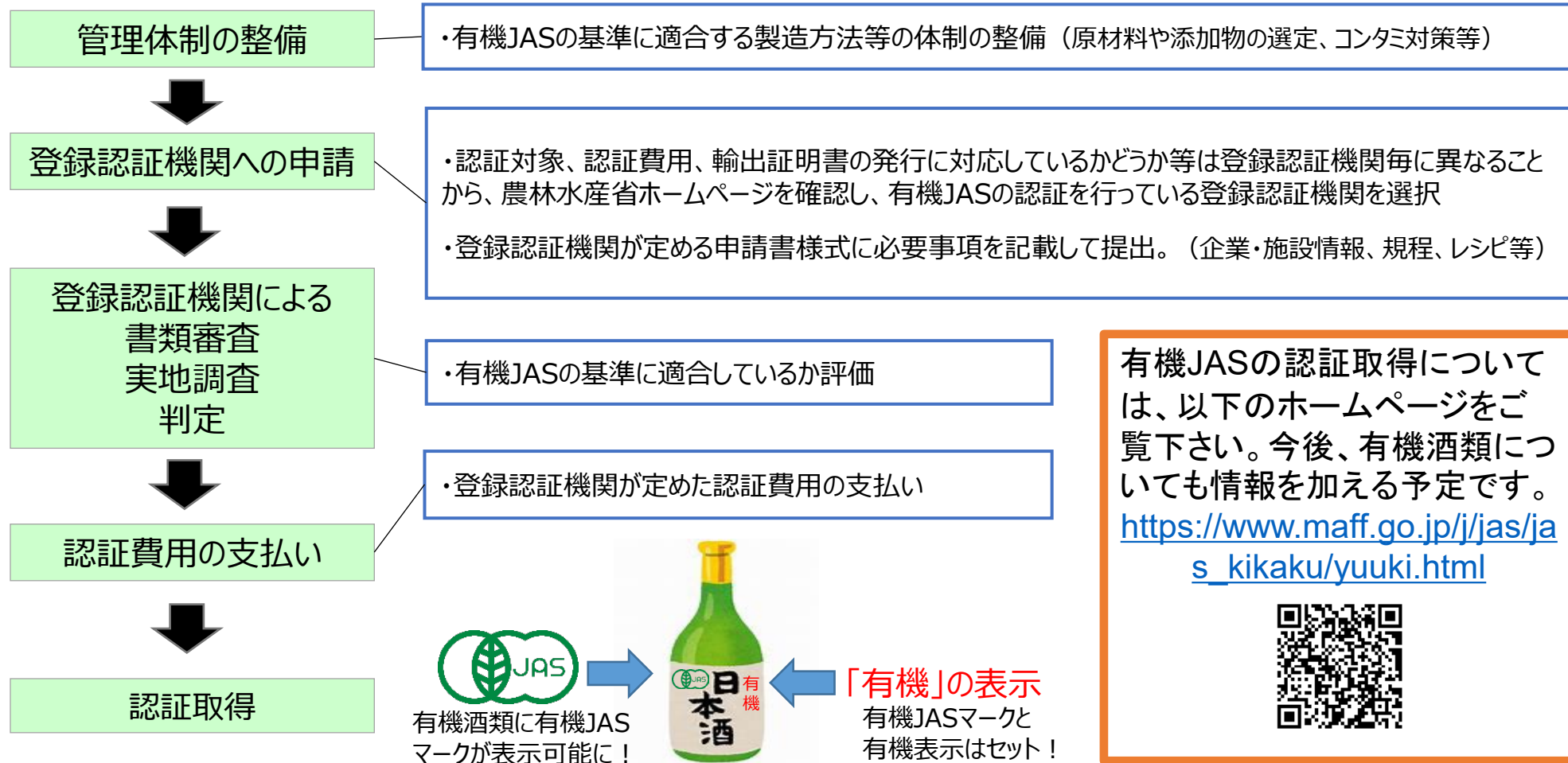
米国、EU加盟国、カナダ及びスイス向け有機食品輸出数量  
 (同等性の仕組みを利用した輸出分)



# 【有機JAS制度の改善】 有機酒類の認証取得の流れ

今般JAS法が改正された後には、有機酒類の製造業者は、登録認証機関から**有機JAS認証を取得**することで、**自らが製造した有機酒類に有機JASマークを貼付し、「有機」の表示を行って販売**することができる。

有機酒類の製造業者が  
有機JAS認証を取得する際の流れ



有機JASの認証取得については、以下のホームページをご覧ください。今後、有機酒類についても情報を加える予定です。  
[https://www.maff.go.jp/j/jas/jas\\_kikaku/yuuki.html](https://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html)



# 【有機JAS制度の改善】 登録認証機関の情報共有ルールの整備



## 現状と課題

- 事業者が新たに**外国政府との同等性を活用して輸出する場合、外国政府に予め認められた登録認証機関からの認証が必要**であり、従来から認証を受けてきた登録認証機関とは別に、**認証のための審査の受け直し**が求められることがある。
- 他方、事業者は、認証に係る書類作成、審査に要する時間などの負担から、**同じ登録認証機関から、毎年、継続的に認証**を受け続けている実態。



## 対応策と効果

- 登録認証機関は、業務を円滑化するための情報、例えば**他の登録認証機関による過去の認証審査時の記録を請求し、情報共有を受け**ることを可能とする。
- ➡ 事業者は、過去の認証審査の記録を活用することで、**外国政府に既に認められている登録認証機関から迅速に認証を受け**ることができ、**外国市場への輸出を容易に開始**できる。
- ➡ 事業者は、**他の登録認証機関への移動が容易**となり、また、**登録認証機関間の競争**が促されるほか、**有機JASなどの認証の拡大**につながる。

## 【有機JAS制度の改善】 その他の改正事項



### 【官民一体となった同等性交渉の推進】

- 輸出促進団体から**同等性承認の交渉**を求められた場合の**国の責務を明確化**。
- **同等性承認の交渉**について、研究機関による規格の開発や規格開発を行った民間事業者による国際機関等への働きかけ等も含めた**官民の取組を明確化**。

### 【外国制度の格付表示の認証制の導入】

- 同等性の承認の信頼性確保のため、同等性の承認に基づく**外国制度の格付表示**は、不適切な表示がされないよう、登録認証機関の**認証を受けた事業者のみ可能**とする。